

次に掲げる規則を公布する。

令和8年4月30日

世田谷区長

保坂 展人

- | | |
|------------|---|
| 世田谷区規則第51号 | 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 |
| 世田谷区規則第52号 | 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則 |
| 世田谷区規則第53号 | 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 |
| 世田谷区規則第54号 | 世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 世田谷区規則第55号 | 世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 世田谷区規則第56号 | 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 |
| 世田谷区規則第57号 | 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 |
| 世田谷区規則第58号 | 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 |